

有料職業紹介事業 変更届出 提出書類一覧 (法人用)

変更等事項	手続及び期限
①法人名称 ②住所(法人の登記上の住所) ③代表者の就任または退任 ④役員(監査役含む)の就任または辞・退任 ⑤代表者または役員の氏名(氏の変更) ⑥代表者または役員の住所 ⑦職業紹介事業所の名称 ⑧職業紹介事業所の所在地(同一ビル内での移転等を含む) ⑨職業紹介責任者の変更(増員、減員、交代) ⑩職業紹介責任者の氏名(氏の変更)または住所 ⑪職業紹介事業を行う事業所の新設 ⑫職業紹介事業を行う事業所の廃止 ⑬兼業の変更(新たに貸金業、質屋業等を営む場合) ⑭取次機関の変更(国外にわたる職業紹介の場合) ⑮届出手数料変更 ⑯取扱職種の範囲の変更(許可証に規定された部分)	●様式…職業紹介事業変更等届出書(様式第6号) 《届出期限》 ・登記事項の変更を伴う場合 } 事後30日以内 ・職業紹介責任者に係る変更 } ・その他の変更……………事後10日以内 ●①②⑦⑧⑯の変更の場合は、許可証の書換を伴います。 ※収入印紙は不要 ●⑪の事業所新設の場合は、様式第6号、様式第2号(事業計画書)、個人情報適正管理規程、業務の運営に関する規程等の提出が必要です。 需給調整室にて資産要件や事業所要件等の事前審査が必要ですので、新設予定の概ね1か月前までにご連絡ください。 ●⑭取次機関に関する書類が必要です。当室へお問合せ下さい。 ●⑮届出制手数料の変更は、事前に様式第3号及び手数料表をご提出ください。
⑰職業紹介事業の廃止	●様式…職業紹介事業廃止届出書(様式第7号) ・事後10日以内

・⑫は職業紹介事業を営む事業所を複数有しており、そのうち特定の事業所を廃止する場合の手続きです。

・⑰は全ての事業所を含む職業紹介事業そのものを廃止する手続きです。

※提出部数は各種様式3部(正1、副2)内1部を返却いたします。下記の添付書類は各2部です。

◆添付書類一覧

○…必ず提出 △…省略可(既に提出してある書類に変更が生じていない場合等) —…不要または該当しない

〈添付書類〉	部数		〈変更等の内容〉												
	原本	コピー	①	②	③ ④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬		
1.定款 ※事業主による原本証明がされているもの	2	2	○	△	—	—	—	△	—	—	—	—	○		
2.登記事項証明書(履歴事項全部証明書) R4.7～行政間の連携により労働局が添付することが可能となりました。お問合せ下さい。	1	1	△	△	△	△	△	△	—	—	—	—	○		
3.代表者・役員住民票の写し ※本籍を記載、マイナンバー(個人番号)の記載なし	1	1	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—		
4.代表者・役員履歴書 ※写真不要、PC等で作成の場合は要押印 ※【記載事項…「氏名」「ふりがな」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」(職歴は「入社・退社」「役員の就任・退任」を明記、「求職活動、家業手伝い、法人設立準備」等も記載し空白期間がないこと)】	1	1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—		
5.事業所の賃貸借(使用貸借)契約書 ※申請者(事業主)所有の場合は建物の不動産登記簿(原本1、コピー1)	2	2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		
6.事業所の平面図 ※事業所の縦横の長さ、職業紹介責任者の机、個人情報保管場所を記載	1	1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—		
7.職業紹介責任者の住民票の写し ※本籍を記載、マイナンバー(個人番号)の記載なし ※役員が兼務する場合は省略可能	1	1	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—		
8.職業紹介責任者の履歴書 ※写真不要、PC等で作成の場合は要押印 ※記載事項…「4.」と同じ事項 ※役員等が兼務の場合は省略可能	1	1	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—		
9.職業紹介責任者講習受講証明書	2	2	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—		

※上記⑫・⑯は、添付書類は不要です。但し⑫は、事業所に係る「許可証」の返却が必要です。

※労働者派遣事業の変更と同時提出の場合は 1 定款 2 登記事項証明書 3 役員住民票 4 役員履歴書 については省略可能です。